

2019年10月7日（月）  
愛知県西三河県民事務所環境保全課  
環境保全第二グループ  
担当 夏目、小野曾  
ダイヤル 0564-27-2876  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 宮本、木村  
内線 3045、3050  
ダイヤル 052-954-6225

## 刈谷市における土壌・地下水汚染について

ブラザー工業株式会社が、刈谷市内の同社刈谷工場において、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌及び地下水汚染が判明したため、本日、同社から愛知県に届出がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

### 1 届出内容

- (1) 届出者  
ブラザー工業株式会社
- (2) 届出年月日  
2019年10月7日（月）
- (3) 調査実施期間  
2019年2月4日（月）から2019年10月6日（日）まで
- (4) 汚染が判明した土地の所在地  
ブラザー工業株式会社 刈谷工場  
刈谷市野田町芝ノ中15番2、向イ1番2の各一部
- (5) 届出の根拠  
県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）第40条第1項
- (6) 調査結果
  - ア 土壌ガス  
全ての調査地点で検出されませんでした。
  - イ 土壌溶出量  
次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過土壌 検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
ふっ素及び その化合物	4.2mg/L (5.3倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0～2.0m	17/29

注1：( )内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

#### ウ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合していました。

#### エ 地下水

次表のとおり条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過地点数 ／調査地点数
ふっ素及び その化合物	1.4mg/L (1.8倍) <sup>注</sup>	0.8mg/L 以下	3/17

注：( )内は地下水基準に対する倍率を示す。

#### (7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

## 2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去及び地下水の水質の測定を予定しています。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、刈谷市始め関係行政機関と連携して、汚染井戸の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

## 3 事業者の連絡先

ブラザー工業株式会社 CSR&コミュニケーション部 西  
名古屋市瑞穂区苗代町15番1号 052-824-2072

## 4 調査対象地の概要

### (1) 調査対象地の面積

4,387 m<sup>2</sup>

### (2) 調査対象地の利用状況

当該地は、1966（昭和41）年に開設された事業所の敷地の一部で、敷地内の工場では、工作機械、工業用マシン等の製造が行われており、ジクロロメタン、ベンゼン、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の使用、保管の履歴があります。



※ 背景地図は、国土地理院の地理院地図を使用

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2 mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では1.4 mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4 mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）（抄）  
（汚染の拡散防止のための措置等）

第40条 土壌汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第39条第4項若しくは前条第2項の土壌汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壌汚染等調査の結果、当該土壌汚染等調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壌汚染等対策指針に従い、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2以下 略

○ 土壌汚染等対策基準について

1 土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

2 土壌含有量基準

汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定されました。

3 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。